

令和5年度 市民税・府民税申告の手引

平素は、市民税・府民税課税業務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。本手引を参考にしながらご自身に申告が必要かどうかをお確かめください。申告が必要な方は申告期限（3月15日）までにご提出いただきますようお願いいたします。

本手引では一般的な事項について説明していますので、ご不明な点がございましたら市民税課までお問合せください。
※本手引は令和4年12月末日現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

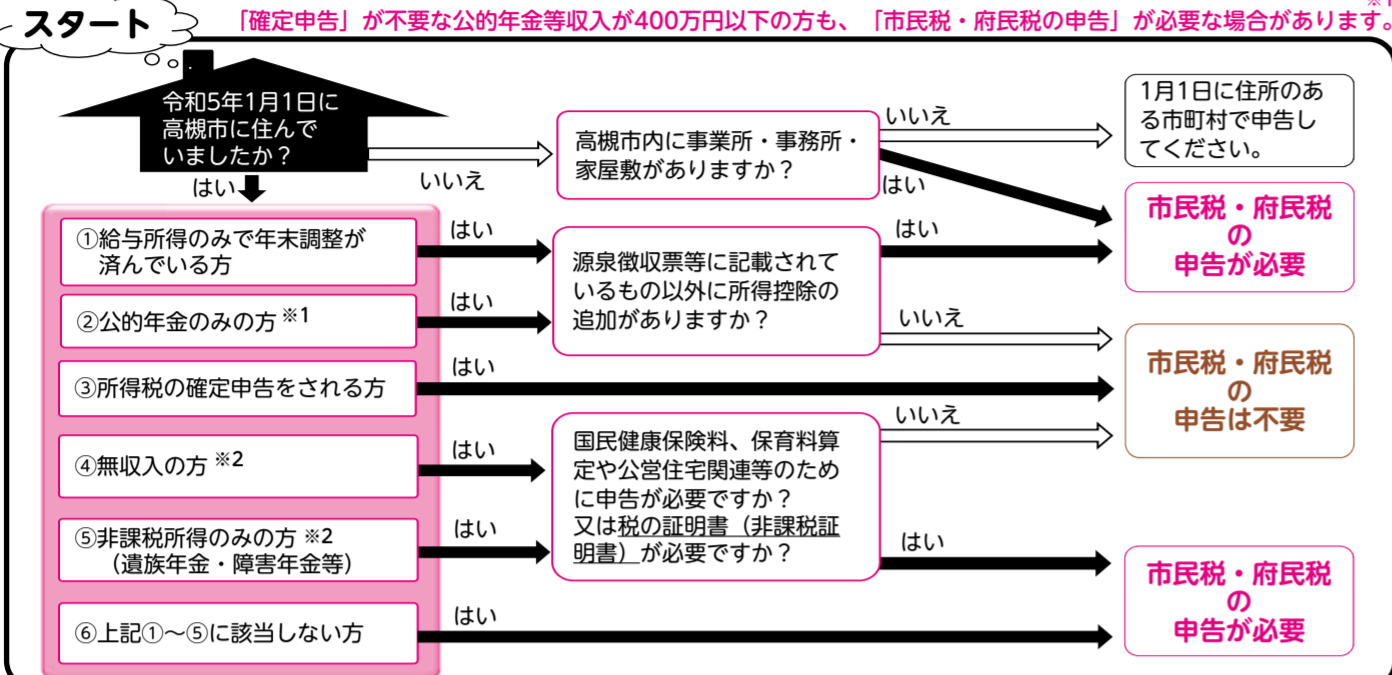
目次

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方
2. 申告に必要なもの
3. 郵送で提出される方
4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方
5. 税務署で確定申告をされる方
6. 市民税・府民税について
7. 所得の速算表
8. 調整控除の算出
9. 市民税・府民税の計算例
10. 令和5年度市民税・府民税に係る主な改正点
11. 申告書の書き方（おもて面）
12. 申告書の書き方（うら面）

お問合せ

高槻市役所 市民税課
☎072-674-7132
総合センター1階 25番窓口

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方



※1 「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・府民税額の軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。特に、年金から引き落とされていない国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等がある方は、市民税・府民税の申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が非課税限度額以下の方については、申告は不要です。源泉徴収票にてご確認ください。例：65歳未満（昭和33年1月1日以前生まれ）扶養1名→公的年金等収入（複数ある場合は支払金額の合計額）が2,110,000円以下、65歳未満（昭和33年1月2日以後生まれ）扶養1名→公的年金等収入（複数ある場合は支払金額の合計額）が1,713,334円以下なお、扶養人数や本人の障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の有無により非課税限度額は異なります。詳細は、高槻市ホームページ等をご参照ください。

※2 令和4年中に無収入又は収入が非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、国民健康保険料の算定・軽減判定、保育料算定、公営住宅、教育関係等の各種申請のために、申告が必要な場合があります。

2. 申告に必要なもの

- ① 市民税・府民税申告書（郵送した申告書をご使用ください。）
- ② 申告される方の個人番号（マイナンバー）カード ※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号を確認できる書類（通知カード（既に送られていて、その記載内容に変更がないもの）等）及び本人確認書類（運転免許証等）
- ③ 給与所得者及び年金受給者は、源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書等
- ④ 事業所得者（営業等、農業）は、収入金額及び必要経費がわかる帳簿等
- ⑤ 社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金掛金等）の納入済額通知書、控除証明書又は領収書（原本）
- ⑥ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書（原本）
- ⑦ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者控除対象者認定書
- ⑧ 医療費控除を受ける場合（令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書の作成が必要です。また、医療費の領収書は自宅5年間保存する必要があります。）
 - ・従来の医療費控除・・・医療費控除の明細書（医療保険者から交付された「医療費通知（原本）」を添付する場合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可）
 - ・医療費控除の特例・・・セルフメディケーション税制の明細書（令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自宅5年間保存する必要があります。）
- ⑨ 高額療養費や保険金など補填された金額がある場合は、金額を明記してください。
- ⑩ 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金の領収書又は寄附金受領証明書
- ⑪ ワンストップ特例申請をした方は、市民税・府民税の申告を行うと特例申請が無効となります。ワンストップ特例申請をした方が市民税・府民税の申告をする場合は、寄附金の領収書・証明書を申告時にあらためて添付してください。
- ⑫ 雑損控除を受ける場合は、罹災証明書の写し、災害関連支出の領収書、被害を受けた住宅の取得年月・価格・床面積・所有者などが分かるもの、保険金などにより補填される金額がある場合はその金額が分かるもの等

6. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

- 納税は誰が … 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。
 - ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額
 - ②市内に事業所や事業所・家屋敷を持っていて住所が市外にある方 → 均等割額のみ
- 均等割とは … 前年の合計所得金額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
- 所得割とは … 前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。
- 税率は … 均等割（市民税3,500円、府民税1,800円）
所得割（市民税6%、府民税4% 計10%）

7. 所得の速算表

給与所得の速算表 < 令和5年度（令和4年分） >

給与収入	給与所得
0円～550,999円	所得 0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額÷4 × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4 × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

計算例
給与収入 3,002,578円の場合
3,002,578 ÷ 4 = 750,644.5
→千円未満切捨て 750,000
750,000 × 2.8 = 2,100,000
2,100,000 - 80,000 = 2,020,000円
給与所得金額

8. 公的年金等の雑所得速算表

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合については省略しています

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得（雑所得）
65歳未満 昭和33年1月2日以後生まれ	0円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円
65歳以上 昭和33年1月1日以前生まれ	0円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円

計算例
年金収入 3,456,789円の場合（65歳以上）
3,456,789 × 75% = 2,592,591.75
2,592,591.75 - 275,000 = 2,317,591.75
小数点以下切捨て 2,317,591円
雑所得金額

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので公的年金等は記入しないでください。（申告書おもて面右下の「18 非課税所得」及び申告書うら面右下の「16 非課税所得の内訳」へ記入してください。）

8. 調整控除の算出

税源移譲に伴う所得税と市民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から市民税・府民税の減額措置（調整控除）が創設されました。納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・府民税の所得割額から差し引かれます。※申告書へ記入していただく必要はありません。課税時に自動計算され差し引かれます。

控除される額の計算

課税所得金額	控除される額の計算
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額
200万円超の方	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

所得税と市民税・府民税の人的控除差

人的控除の種類	金額	納税者の合計所得金額	市民税	府民税
基礎控除	普通	900万円以下	5万円	4万円
	特別	900万円超 950万円以下	4万円	3万円
	同居特別	950万円超 1,000万円以下	3万円	2万円
ひとり親控除	父	一般	5万円	4万円
	母	老人	10万円	6万円
寡婦控除	一般	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
	特定	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
勤労学生控除	一般	50万円未満	5万円	4万円
	特定	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
扶養控除	老人	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
	同居親等	55万円以上	1万円	1万円

3. 郵送で提出される方

提出先 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛
提出期限 : 令和5年3月15日（水）まで

- ・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。
- ・申告される方の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カード（既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの）等）の写しを同封してください。
- ・申告内容で不明な点等をお問合せする場合がありますため、申告書の電話番号の欄は必ずご記入ください。
- ・添付書類および受付票の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いいたします。

4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

受付場所 : 高槻市総合センター1階展示ホール
受付期間 : 令和5年2月16日（木）から3月15日（水）（土・日・祝日は除く）
 < 午前の部 > 午前 9時から 11時 45分まで
 < 午後の部 > 午後 1時から 5時まで

※午前中にご来場いただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になる場合がありますので、ご了承願います。※車のご来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるためにも公共交通機関のご利用をお願いいたします。（1時間までの割引サービスは受けられません。混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承願います。）

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事前に次のことを確認・準備してください。

- ① 本手引を参考にして、必要箇所を記入しておいてください。
- ② 事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、帳簿と簿等の保存が必要になりました。
- ③ 医療費控除（又は医療費控除の特例）を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）を作成し、ご来場ください。

5. 税務署で確定申告をされる方

税務署で所得税の確定申告をされる方は、市民税・府民税の申告は不要です。

高槻市内の税務署出張会場は

場 所	高槻市総合センター 1階展示ホール・ロビー
開設期間	2月2日（木）～2月14日（火） ※土・日は除く
時 間	午前9時30分～午後3時 ※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

- ※1 最終日の2月14日は、午後2時で終了いたします。
- ※2 土地・建物・株式等売却された所得、山林所得、贈与税、相続税の申告相談は出張会場では行っていません。

所得税の確定申告は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）確定申告書等作成コーナーを利用して作成することができますので、ご利用ください。

さらに、**電子申告（e-Tax）**を利用することで自宅やオフィスからインターネットを利用して申告することができますのでご利用ください。

茨木税務署での確定申告会場の開設は2月16日（木）からです。

確定申告が必要になる方は税務署にお問合せください

確定申告のお問合せ・郵送は

茨木税務署
 〒567-8565
 茨木市上中条1丁目9番21号
 TEL 072-623-1131

所得税確定申告書用紙の入手方法は

- 電話をかけるだけで入手できます！
令和5年1月12日（木）から令和5年3月2日（木）までの期間は、「確定申告コールセンター」（茨木税務署 ☎072-623-1131）に「お電話いただき、音声案内に従って「0」を押してください。」で確定申告書用紙の送付申込を受付します。
- 茨木税務署及び確定申告会場（高槻市総合センター展示ホール 2/2～2/14 土・日は除く）等で配布しています。

9. 市民税・府民税の計算例

均等割額	総合課税の所得割額（概算）【税率＝市民税6%、府民税4%】
・市民税の均等割額 3,500円 ・府民税の均等割額 1,800円	所得金額合計 - 所得控除合計 = 課税総所得金額（A） ・市民税の所得割額（B）=（A）×6% - 市民税税額控除額等（調整控除他） ・府民税の所得割額（C）=（A）×4% - 府民税税額控除額等（調整控除他）

（例）5ページ「市民税・府民税申告書の記入例」の場合
 高槻 太郎（69歳）：年金収入2,865,447円
 社会保険料控除308,070円 生命保険料控除57,605円 地震保険料控除9,910円※
 妻 花子（64歳）：収入なし ※5ページ右上「5」所得から差し引かれる金額 参照
 子 一郎（32歳）：収入なし

所得	調整控除	控除
太郎の年金収入 2,865,447円 雑所得※ 1,765,447円 ※3ページ「7. 所得の速算表」参照	基礎控除 50,000円 配偶者控除 50,000円 + 一般扶養控除 50,000円 = 150,000円	社会保険料控除 308,070円 生命保険料控除 57,605円 地震保険料控除 9,910円 配偶者控除 330,000円 一般扶養控除 330,000円 + 基礎控除 430,000円 控除合計 1,465,585円

（B）市民税調整控除 150,000 × 3% = 4,500円
 府民税調整控除 150,000 × 2% = 3,000円

10. 令和5年度市民税・府民税に係る主な改正点

1. 住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。延長される期間に居住の用に供した場合、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を、控除限度額の範囲内で市民税・府民税から控除することができます。ただし、合計所得金額が2,000万円を超えた年は控除を受けることができません。

表中の（※）は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

住宅ローン控除限度額			
入居した年月日	平成21年1月から平成26年3月まで	平成26年4月から令和3年12月まで	令和4年1月から令和7年12月まで
市民税・府民税の住宅ローン控除限度額	所得税の課税総所得金額等（※）×5%（上限97,500円）	所得税の課税総所得金額等（※）×7%（上限136,500円）（注1）	所得税の課税総所得金額等（※）×5%（上限97,500円）（注2）（注3）

- （注1）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限り、それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居した方と同じになります。
- （注2）令和4年中に入居した方うち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、（注1）の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。
- （注3）令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く）または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り、また建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の場合、控除期間について、一定の省エネ基準を満たす新築住宅等に令和4～7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4～5年に入居した場合は13年間、令和6～7年に入居した場合は10年間となり、既存住宅については令和4～7年までに入居した場合は10年間となります。

2. 成年年齢引下げに伴う非課税措置の範囲について

未成年者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、市民税・府民税の非課税措置が適用されます（※）。民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から賦課期日（その年の1月1日）現在で18歳未満の方が未成年者となり、18～19歳の方は未成年者にはあたらないこととなりました。

未成年者の対象年齢	
令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満（令和4年度の場合、平成14年1月3日以降（生まれた方））	18歳未満（令和5年度の場合、平成17年1月3日以降（生まれた方））

※ただし、既婚者または婚姻歴がある方は、18歳未満であっても未成年者とみなされません。